

計画作成年度	令和5年度
計画主体	裾野市

## 裾野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 裾野市産業振興部農林振興課  
所在地 静岡県裾野市佐野1059番地  
電話番号 055-995-1823  
FAX番号 055-995-1864  
メールアドレス nourin@city.susono.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	裾野市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額 (千円)	面積 (a)
ニホンジカ	稲		
	野菜	500	200
	芋類		
	果樹	6	10
	その他	250	30
	小 計	756	240
イノシシ	稲		
	野菜	250	70
	芋類	50	20
	その他	65	20
	小 計	365	110
ニホンザル	野菜	2	10
	飼料作物		
	果樹		
	その他		
	小 計	2	10
ハクビシン	野菜	20	10
	豆類		
	飼料作物		
	果樹	2	10
	小 計	22	20
アナグマ	—	—	—
	小 計	—	—
合 計		1,145	380

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

裾野市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アナグマによるものであり、農作物の食害、田畑や山林の掘り起こし、踏み荒らし等の被害が見られる。(農作物以外でも、別荘地や集落への出没、花壇花の食害、踏み荒らし被害が頻発しており、農家だけの問題にとどまるものではない。)

また、市内には別荘地やゴルフ場、行楽施設、国有林、鳥獣保護区、演習場などが散在しており、対策を取りにくくしている一因となっている。

### ① ニホンジカ

ニホンジカにおいては愛鷹山から富士山南麓側にかけての帯で、年間を通じて農作物の食害・踏み荒らし被害がある。(農作物以外の深刻な問題として、車両との衝突による交通事故がある。裾野市猟友会に委託している事故死体(シカ等の大型獣)の処理だけでも、直近の3か年で、令和2年度が74頭、令和3年度が44頭、令和4年度が53頭であり、事故が多発している。その大半が夕方から翌朝にかけての新東名高速道路以北で発生している。)

須山から十里木(別荘地)一帯にかけては年間を通じて出没し、庭の草花や稲、そば、野菜類等の食害が深刻になっている。夕方以降から翌朝にかけて、周辺の遊園地、ゴルフ場、クレー射撃場等の開けた場所では多数の群れとなっていることも多い。

富岡地区・西地区の愛鷹山側でも雑穀、野菜類の食害が発生している。葛山・千福・千福が丘・大畑・富沢等、より南側の集落でも継続して農作物の食害があり、これ以上の被害の拡大が懸念される。

市内東側(箱根山側)では、ニホンジカは箱根山の比較的標高の高い地域を中心に生息しているとみられ、比較的被害は少ないものの、集落近くでも目撃・稲の踏み荒らし等の被害情報が寄せられている。生息域が徐々に集落に近づいている傾向が見られるため、今後の動向に注意を要する。

### ② イノシシ

市内全域(東側の箱根山麓、西側の愛鷹山麓一帯)に生息しており、タケノコや芋類等を中心とした野菜の食害の他、田畑の踏み荒らし被害が深刻になっている。

農業者は高齢者が多く、経営規模も自給的・小規模のものが大半であり、費用対効果や労力の関係で防護柵等の自衛手段がとられていない農地が多い。(農作物以外では、ゴルフ場のコース芝生が掘り起こされる被害が度々発生しており、大きな損害を及ぼしている。)

### ③ ニホンザル

市内西側の愛鷹山麓にはもともと野生ザルが生息しており、富岡地区・西地区の愛鷹山に近い集落は緩衝地帯がほとんどないこともあり、日常生活の

中で頻繁に目撃されている。離れザルが市街地に出没することも珍しくない。

農作物への被害は、野菜・果物の食害が多く、（農作物以外では、民家への侵入・住民への威嚇等の生活環境被害を与えている。）千福や葛山付近に出没する群れが、近くの佐野川に沿って移動している様子も伺える。

④ ハクビシン

農作物の被害額として把握しているものは少ないが、野菜・穀物類の被害があり、春先から夏にかけて被害が増加する。市内全域で出没情報があり、被害防止に努める必要がある。（農作物以外では、春先ごろから民家の屋根裏への侵入による生活環境被害（糞害等）が見受けられる。）

⑤ アナグマ

農作物の被害額として把握していないが、市内全域で出没情報があり、特に農地での目撃情報が多い。

農作物への被害は、野菜・果物が多い。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンジカ	756	240	680	216
イノシシ	365	110	329	99
ニホンザル	2	10	1	9
ハクビシン	22	20	20	18
アナグマ	—	—	—	—
合 計	1,145	380	1,030	342

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	裾野市猟友会に有害鳥獣捕獲隊員を選抜してもらい、有害鳥獣捕獲活動を実施し、市からも補助金を支出している。裾野市猟友会に委託した事業は下記のとおり。 ・有害鳥獣捕獲等委託（有害鳥	現在の有害鳥獣捕獲の担い手は裾野市猟友会だが、会員の減少・高齢化が進んでおり、今後とも会員減少・高齢化が進むと想定される。 また、富士山麓側は市域が狭いことや自衛隊演習場内での捕獲

	<p>獣の捕獲、情報収集、サルの追 い払い等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡鳥獣処理委託（シカ等の 交通事故処理)</li> </ul> <p>また、平成 29 年度に鳥獣被害 対策実施隊を設置し、パトロー ル、箱わなの設置等、鳥獣被害へ の迅速な対応が可能となった。</p>	<p>が制限されていることから、追 い込みを行っても演習場や別荘地 などへ逃げ込まれてしまうケー スが多いため、捕獲効率の良い手 法を検討が必要。</p>
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<p>市は、予算の範囲内で農家が 自己防衛のために設置する防護 柵の原材料に係る経費の一部 (原材料費にかかる経費の1/2、 上限45,000円)を補助してい る。 (令和 4 年度実績) 防護柵 6 件、約 942m</p>	<p>高齢の農業者が多く、小規 模、自給的農家が大半であるこ とから、経費や労力のかかる防 護柵の設置が進まず、自衛策を 講じずに猟友会の有害鳥獣捕獲 に頼る傾向が見られる。 防護柵についても農家個人の 自衛手段にとどまり、集落や地域 ぐるみで検討するまでに至って いない。</p>
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	<p>作物残渣、放任果樹の除去につ いて、チラシの配布、広報誌等で 注意喚起を行った。 農作物被害について、インター ネット上で回答が可能な回答フォ ームを作成し、情報収集体制を整 えた。</p>	<p>農業者の担い手不足、高齢化に より、藪や耕作放棄地を含む環境 整備（除伐、草刈り）の問題が起 きている。 農業者が集まる場で緩衝帯の 整備、放任果樹の除去等被害防止 に関する知識の普及が必要。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

県や富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携や、わな免許の取得促進及びわなによる捕獲の推進等、効率的な捕獲に取り組んでいく。

防護柵の設置については、補助金制度の周知、被害対策の知識の普及に努め、鳥獣被害に対し、被害状況を的確に把握すると共に、まずは農家が自主的に効果的な防衛していくよう働きかける。

鳥獣被害対策実施隊は、被害調査、捕獲活動の事前調査、装薬銃及び罠による捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ含む）、パトロール等を行う。

これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、対象鳥獣の令和4年度における農林産物の被害現状値（被害面積380a、被害金額1,145千円）に対して、令和8年度の被害目標値を10%減に設定し、被害面積342a、被害金額1,030千円とする。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術) 機器やGIS(地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊が被害現地調査及び聞き取り調査を行い、有害鳥獣生息地を特定し箱わなによる捕獲を実施する。併せて裾野市猟友会へ情報を提供し、各分会長を通じ有害鳥獣捕獲隊を選抜してもらい、銃による捕獲活動や、わなによる捕獲活動を実施する。

ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たり、装薬銃(散弾銃、ライフル銃)を必要とする場合もあると考えられるが、周囲の安全等状況を確認したうえで、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アナグマ	① 防護柵の設置検討・促進 ② わな免許取得の推進、試験及び事前講習会の案内周知 ③ 鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらおう。作物の収穫残渣、放任果樹等の適正な管理
令和 7年度	同上	同上
令和 8年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
裾野市における直近5年間の対象鳥獣の有害捕獲数は次のとおりであり、これら過去の有害捕獲実績と、静岡県第13次鳥獣保護事業計画（令和4年4月）の内容を踏まえ、被害実態に合わせた適正な捕獲を実施する。					
※直近5年間の有害捕獲実績 単位：頭					
	H30	R1	R2	R3	R4
ニホンジカ	76	97	98	54	95
イノシシ	60	136	110	85	38
ニホンザル	1	1	2	0	0
ハクビシン	8	12	19	30	22
アナグマ	3	5	0	5	0
① ニホンジカ 過去5年間の捕獲実績の平均値（84頭）の1.5倍程度の頭数とし、概ね年130頭を目標とする。					
② イノシシ 令和4年度は豚熱の影響等により捕獲頭数が38頭と激減したが、継続して捕獲を続けなければ再び増え過ぎてしまう。令和4年度の捕獲頭数を異常値として除外し、H30～R3までの4年間の捕獲実績の平均値（98頭）の1.5倍程度の頭数とし、概ね年150頭を目標とする。					
③ ニホンザル 行動範囲が広く捕獲が難しい獣種であるが、追い払い活動を含め実施し、過去の捕獲実績に基づき、年4頭を捕獲目標とする。					
④ ハクビシン					

近年、被害情報及び捕獲頭数ともに増加傾向であり、積極的な捕獲を行う必要があるため、捕獲体制を考慮し概ね年 30 頭を目標とする。

⑤ アナグマ

近年、実施隊員による捕獲が増加しており、農作物の食害が懸念される。過去 5 年間の捕獲頭数に基づき、年 10 頭を捕獲目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンジカ	130 頭	130 頭	130 頭
イノシシ	150 頭	150 頭	150 頭
ニホンザル	4 頭	4 頭	4 頭
ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭
アナグマ	10 頭	10 頭	10 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、裾野市猟友会の協力の下、有害捕獲及び狩猟により被害防止に取り組む。</p> <p>ニホンジカの捕獲については県が実施する管理捕獲と連携を図る。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、周囲の安全等状況を確認したうえで、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
裾野市全域	対象鳥獣については権限委譲済



- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アナグマ	農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。 (電気柵等：目標延長1,500m)	同左	同左

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アナグマ	設置した農家自身での見回り。 鳥獣被害対策実施隊による点検。 市猟友会によるパトロール、山側への追い払いを兼ねた駆除活動を実施。	同左	同左

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アナグマ	農業者への農作物被害防止策（緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の草木の伐採等）の助言、指導及び市ホームページ、市広報誌等で知識の普及に努める。
令和 7年度	同上	同上
令和 8年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

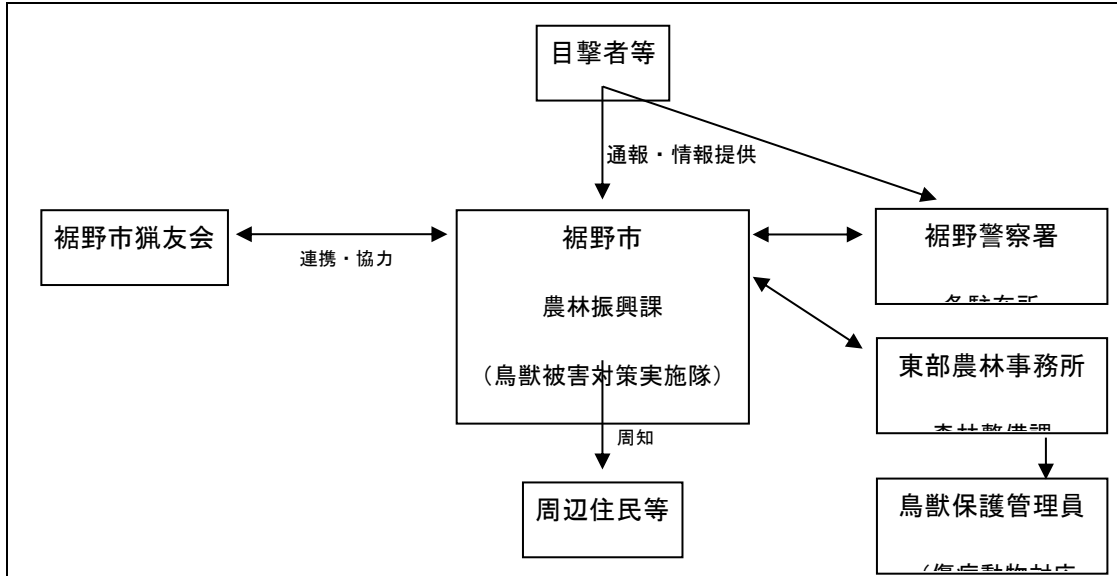
関係機関等の名称	役割
裾野市 (農林振興課)	関係機関への連絡、市広報無線等を活用し住民への周知に努めるとともに、鳥獣被害対策実施隊と裾野市猟友会等と協力して警戒に当たる。
裾野市猟友会	緊急時における連絡網を整備しておき、市とともに休日・夜間にも対応できる体制を整えておく。
裾野警察署	住民からの通報に基づく現場状況確認を行うとともに、静岡県や裾野市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣を行う。
東部農林事務所 (森林整備課)	緊急時等、市で対処が難しく支援を求められた場合に、対処法や手続き面での支援を行うとともに、関係機関と調整しながら協力して問題解決に当たる。
裾野市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動の事前調査、装薬銃及び罠による捕獲、猟友会への鳥獣被害対策実施隊との共同による捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ含む）、パトロール等を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、自家消費もしくは埋設、焼却処分としているが、目標頭数分は現状のままで十分対応できる。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費されているものもあるが、一定の捕獲数が見込めないため、食品として活用することが難しい。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	裾野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
裾野市（農林振興課）	事務局を担当し、構成団体間の連携・情報の共有化を図る。
富士伊豆農業協同組合（すその営農経済センター）	被害情報の収集・農業者への被害防止対策等の技術指導を行う。
裾野市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲等を実施する。
静岡県鳥獣保護管理員（裾野市域担当）	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護及び管理
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣関連情報・被害防止技術・鳥獣特措法関連情報の提供を行う。
裾野市農業委員会	情報提供と被害防止対策への協力
裾野市森林組合	情報提供と被害防止対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県森林・林業研究センター	東部～富士山南麓地域に生息する野生鳥獣の特徴や生息状況、対応策について、必要に応じ助言・指導を受ける。
静岡森林管理署	必要に応じ、国有林内における鳥獣被害及び林業被害に関する情報提供等を受ける。
東部地域有害鳥獣被害対策連絡会	東部地域における鳥獣害対策への連携・情報交換等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成29年4月1日に裾野市鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会員から選ばれた隊員(12人)と裾野市職員(3人)で構成する。</p> <p>活動内容は、捕獲活動の事前調査、箱わなによる捕獲、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動(サル・クマ含む)、パトロール等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。</p> <p>なお、銃による捕獲が必要な場合は、鳥獣被害対策実施隊から猟友会に対して捕獲要請を行う。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>近隣市町の被害対策協議会とも情報交換会、勉強会などを開催して情報や課題を共有し、連携できる体制整備を検討していく。</p> <p>ニホンジカの捕獲については、静岡県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(第5期)に基づき、県及び近隣市町等と連携しながら被害防止に努める。</p>
---

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する

人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

裾野市鳥獣被害対策実施隊等による研修会・勉強会等の企画。防護柵及びわな購入に関し、各種補助事業を活用し捕獲推進を図る。防護柵の設置、未収穫野菜の残渣や放任果樹の除去、草刈による緩衝帯確保等、住民が主体となった鳥獣被害対策が実施できるようアプローチしていく。

また、県内で狩猟時の不注意や猟具の不適切な使用・管理による事故や、被害防止具の不適切な使用・管理による事故が発生した事案を受け、安全確保のための正しい知識の普及（安全対策講習会）や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

協議会が主体となり、隣接する他地域又は他市町の被害防止対策協議会とも連携できる体制整備を検討し、情報交換会、勉強会などを開催し、富士山周辺地域全体での鳥獣被害対策を検討していく。

被害防止対策の実施に当たっては、住民や鳥獣被害対策実施隊、猟友会からの情報を参考に取り組む。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。